

校則

「進取創造」「自主自律」を基本とし、以下の規定を守って行動すること。

(1) 時間

「ノーチャイム制」を採用。各自が時間の管理をしっかりと行うこと。

- ① 始業時間 授業及び行事前に、SHRが設定されているときは、SHR開始時間を始業時間とする。  
SHR設定時刻に遅れて登校した場合や登校していてもその時刻にHR教室（もしくは集合場所）に在室していない場合は遅刻となる。  
授業及び行事前に、SHRが設定されていないときは、最初の授業及び行事の開始時刻が始業時間となり、その時刻に遅れて出席した場合、その日は遅刻となる。
- ② 終業時間 出席すべき最終授業終了時とし、その後SHRが設定されている場合はSHR終了時を終業時間とする。SHRを欠席した場合は早退となる。  
始業から終業までは外出禁止とし、特別な理由で外出すべき事由があるときは、担任（あるいは担当教諭）に外出届けをもらい、外出する。
- ③ 下校時間 16:50までに下校する。16:50以降は本所工業高校の時間となる。部活動は、16:50下校が可能な時間に活動終了すること。延長届を提出し顧問の指導を受けている者はこの限りではない。

(2) 服装

「式典」や「指定された行事」における制服は『フォーマル』とする。

登下校を含め、学校生活においては、常に服装規定を守り身だしなみを整えること。

- ① 以下の場合には特に、『通常時は必ず上着着用』とし、制服を正しく着用すること。
  - ア. フォーマル時
  - イ. 登下校時
  - ウ. 授業の開始及び終了の挨拶時
  - エ. 職員室及び準備室等入室時
  - オ. その他行事等、指定されたとき
- ② 制服の着用について

			フォーマル	インフォーマル
男子	通常時	着用	指定上着・指定ズボン 白Yシャツ 靴下※1	指定上着・指定ズボン 白Yシャツ 靴下※1
		着用可	白ベスト（指定任意購入）	ベスト・セーター及びカーディガン※2 防寒用コート〔登下校時〕※3
	夏季	通常時から 指定上着なしを可とする		通常時から 指定上着なしを可とする
女子	通常時	着用	指定上着・指定スカート 指定リボン(必購入) 白Yシャツ 靴下※1	指定上着・指定スカート 指定リボン又は指定ネクタイ（任意購入） 白Yシャツ 靴下※1
		着用可	白ベスト（指定任意購入）	ベスト・セーター及びカーディガン※2 防寒用コート〔登下校時〕※3 防寒用タイツ・ストッキング※4
	夏季	通常時から 指定上着なしを可とする		通常時から 指定上着なし可 指定リボン・指定ネクタイなしを可とする

夏季は原則6/1～9/30とする。

※1 色はグレー・白・黒・紺の4色とする。

※2 色はグレー・白・黒の3色とする。

※3 一般にオーバーコートと呼ばれるタイプのみとし、原則として寒冷時の登下校時の着用を許可する。  
(落ち着いた色彩・柄とする)

※4 色はグレー・黒・紺・ベージュの4色とする。

③ 靴においては特に指定しないが、サンダルやブーツ等、いわゆる短靴に該当しないものは禁止する。

### (3) 身だしなみ等

① 常に端正・清楚を心がける。

② 頭髮に手を加えること(脱色、染髪等)は、程度を問わず禁止する。

③ ピアスなどの装飾品や化粧は禁止する。

### (4) 学校生活

① 登下校は、徒歩、自転車、公共交通機関の利用とし、その他の乗り物での登校は禁止とする。

特に、オートバイ、自動車等での登校は特別指導の対象とする。

② 自転車通学は届出制とし、希望する場合は届出を提出し許可を得る。許可されたものは、購入したステッカーを自転車後泥よけ部分に貼り、指定された場所に駐輪する。

自転車の二人乗りは厳禁とする。

③ 本校は一足制である。ただし、グラウンド、体育棟、武道棟は別途指定された履物でを使用すること。校舎内を清潔に保つため、グラウンドで使用する履き物で、校舎内に立ち入らないこと。

④ 校内及び生徒間での金品の売買や金銭の貸し借りを禁止する。

⑤ 携帯電話等の持ち込みは、以下の条件が守られている場合許可する。守られない場合は、学校で携帯電話を預かり指導する。また、多くの生徒に違反が見られる場合は、学校への持込を禁止とする。

ア. 授業中の使用は厳禁とする。

イ. 公共のルール・マナーを守る。

ウ. 他への誹謗・中傷を厳禁とし、特別指導の対象とする。

エ. 校内での充電は厳禁とする。

⑥ 学校生活に必要なない金品は持ってこないこと。所持する場合は各自でしっかりと管理すること。

⑦ 休日は、原則として個人での登校を禁止とする。

⑧ アルバイトは、原則として禁止する。

### (5) 禁止事項(特別指導)

以下の事項は特別指導の対象となる。

① 健康・生命にかかわる行為

(喫煙、喫煙同席、喫煙具所持、飲酒、飲酒同席、酒類所持、暴行、いじめ 等)

② 人権にかかわる行為

(暴言、いじめ、恐喝等、インターネットや電子メールなどによる誹謗・中傷等 等)

③ 法律、条例及び社会規範に反する行為

(窃盗、恐喝、いじめ、故意による器物破損、授業妨害 等)

④ 考査等での不正行為

⑤ 校則に違反する行為

(オートバイや自動車での通学、校則違反を繰り返す行為 等)

⑥ その他、特別指導が必要とされる行為